

平成 17 年度手数料改定に伴う関係告示の改正について (船舶の登録・測度・検査)

平成 17 年 3 月 23 日

海事局検査測度課

1. 背景

手数料については、3 年ごとに最新の人件費単価等を考慮した上で改正することとなっており、船舶の登録・測度・検査に関する手数料(船舶法、小型船舶登録法、トン数法、船舶安全法及び海洋汚染防止法関連)については、本来、平成 15 年度に定期的な手数料の改定を行う予定であったが、小型船舶登録法(平成 13 年法律第 102 号)の経過措置等を踏まえ、平成 17 年度に改定を行うこととなった。

併せて、平成 16 年度からオンライン申請が可能となっており、このためオンライン申請を行う場合の手数料を新たに設定することとする。

2. 改正の概要

以下の告示に定めてある手数料を全面的に改定するとともに、オンラインを用いて申請を行う場合の手数料を新たに定める(すべての手数料について、財務省の了承済み)。

3. 改正告示

- ・船舶のトン数に関する証書交付規則(第 9 条、別表第 1、別表第 3～7)
- ・日本船舶であることの証明書交付規則(第 7 条)
- ・船舶安全管理認定書等交付規則(第 11 条)

4. スケジュール(予定)

公布：平成 17 年 3 月 25 日

施行：平成 17 年 4 月 1 日